

- ※1 社会福祉法第109条 市町村社会福祉協議会設置の根拠となる法律
以下の事業を実施するために、全国の各市町村に設置されている。
1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4 上記に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ※2 会費（社協会費） 社会福祉協議会の地域福祉活動推進のため、住民、施設、団体から会費の協力をいただき、自主的財源確保を行っている。
舞鶴市社会福祉協議会の会費（H23.3現在）
① 一般会費 1世帯 200円
② 賛助会費 1,000円以上
③ 特別会費 3,000円以上
④ 団体会費 構成員等団体の規模等による
⑤ 施設会費 施設利用定員数等による
- ※3 共同募金配分金 每年10月～12月に実施される赤い羽根共同募金のうち、府共同募金会からの地域福祉活動推進のための配分金。市内の募金額の約7割が社会福祉協議会へ配分される。
- ※4 福祉コミュニティ 地域住民が地域内の福祉について主体的な関心をもち、自らが参加することにより、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体をいう。
- ※5 地域福祉ネットワーク 地域の福祉課題を住民全体のものとしてとらえ、住民相互の助け合い、ふれあい活動を基本に、小地域でネットワークを編成し訪問活動をきめ細かく展開し、対象者（世帯）とボランティアが1対1で関わるのではなく、ボランティアがチームを作り、活動、支え合いを話し合いながら進めいくもの。
- ※6 民生・児童委員 日々の暮らしの中で困ったり悩んだりしたことを相談できる相手のひとりで、皆さんの立場に立って心配ごとや困ったことを解決する支援を行う。舞鶴では248人の民生・児童委員が選任され、16に分割された地域で民生・児童委員協議会を組織している。
- ※7 ボランティアセンター ボランティア活動への理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動の育成、支援を行うことを目的として、市社協に設置している。ボランティアに関する①相談・支援、②情報提供、③研修・啓発、④連絡・調整、⑤調査・研究の機能がある。
- ※8 自治連・区長連協議会 自治会、区長会が組織した協議会で、住民自治の精神を基調とし、市の発展と住みよいまちづくりのため、各々の自治会の主体性を尊重し、社協、関係諸団体と連携し協力する組織。
- ※9 小地域福祉活動 地域の福祉課題を地域住民が共有し、その解決に取り組む活動。
例：高齢者の見守り活動、登下校見守り活動など。
- ※10 ソーシャルアクション 機能 制度改善のために行政や議会にはたらきかけたり、状況改善のために地域住民が行動を起こす社会福祉を目的とした社会運動で、社会活動法、ソーシャルワークアクションとも呼ぶ。

- ※11 主任児童委員　主任児童委員は子どもの福祉に関して取り組み、さらに子どもの福祉に関連する仕事や活動の経験者の中から委嘱される。舞鶴では16の地域の民生・児童委員協議会に2人ずつ選任されている。
- ※12 舞鶴市地域福祉計画　市町村が策定する地域福祉計画策定の根拠となる法律。
(社会福祉法第107条)　以下の事項について、住民や関係者の意見を反映させ、公表することと定めている。
1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ※13 ふれあいいきいきサロン　地域住民が、自宅から歩いていける場所で集い、茶話会などを行う仲間作りの活動。閉じこもり、引きこもりを防止するとともに、生きがい・健康づくり、さらに地域の課題解決機能も期待される。
- ※14 福祉教育推進校助成事業　市内の小・中・高等学校の児童・生徒を対象として、身近な地域や社会福祉施設等において、敬老会での催し、高齢者宅への友愛訪問、地域清掃等の活動、福祉施設入所者との交流を行う機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めるための事業に対する助成。
- ※15 ボランティア活動をする集い　市ボランティアセンターが主催し、広く市民にボランティア活動について関心をもってもらうことを目的とした集い。
- ※16 ボランティア活動 フォーラム　ボランティアセンター登録ボランティアの資質向上を目的とした研修。
- ※17 ふれあいバザー　ボランティア活動を行うための資金づくりとボランティア同士の横のつながりづくりを目的としたバザー。
- ※18 介護サービス事業所　介護保険法に基づく介護保険事業者と介護保険外事業者に分けられる。加齢に伴う心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった者に対し、その者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービス（総称して介護サービスという）を提供する事業者。
- ※19 福祉サービス利用援助事業　在宅で生活されている、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方を対象に、日常生活の金銭管理、福祉サービスの利用援助、印鑑、通帳等の書類預かりをする。
- ※20 地域包括支援センター　高齢者への総合的な生活支援の窓口となる機関で、市から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が必ず配置される。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。
- ※21 居宅介護事業所　居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づき介護サービスの提供が確保されるように各介護サービス事業所との連絡調整を行う。
- ※22 ふれあい福祉センター　民児協会長、社協役員が相談員として常駐し、日常の様々な福祉課題や悩みごとの解決のために助言や専門機関への紹介等を行う。

※23 舞鶴子ども発達支援施設「さくらんぼ園」	成長や発達に配慮や支援が必要な子どもたちとその保護者を対象に相談や支援を行う施設。
※24 歳末友愛運動 (歳末たすけあい運動)	11月中旬から12月中旬に行われる募金運動。支援を必要とする人たちへの年末年始に係る支援活動に活用される。 舞鶴市での募金は、全額舞鶴市で活用することができる。 募金は、生活困難世帯、特別児童扶養手当対象児童、ボランティア活動等に配分される。
※25 ホームヘルパー	介護保険法における訪問介護員のこと。要介護者等が在宅で日常生活を営めるように、家事援助、身体介護、移動介助を行う。
※26 デイサービス	通所介護施設等に通い、健康チェック、入浴、食事、レクリエーション、機能訓練を受ける。
※27 ショートステイ	要介護者等が老人短期入所施設等に短期間入所（宿泊）し、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練を受ける。
※28 延長保育	保育所で、通常の保育時間（保育所によって異なる）を超えて子どもを預かること。
※29 学童保育	両親が勤めに出ている学童を、放課後、保護者に代わって保育すること。放課後児童クラブ・児童クラブなどともいう。
※30 成年後見制度	何らかの理由で、判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な方に対し、本人の行為の代理または行為を補助する人を選任する制度。 平成12年民法の改正により禁治産制度に代わるものとして設けられた。家庭裁判所が審判を行う法定後見と、本人の判断能力があるうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見がある。
※31 協働事業	複数の団体・機関が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて実施する事業。
※32 生活福祉資金貸付事業	都道府県社協が実施する貸付制度で、市町村社協が相談窓口となる。低所得者等の世帯に対し、資金の貸付や相談支援を行うことにより、経済的自立、生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活が送れることを目的とした貸付制度。
※33 要配慮世帯	高齢者、障がい者などで、日常的に何らかの配慮、支援が必要な人。特に、災害時には、生命、安全の確保に支援が必要となる。
※34 発達支援ファイル	支援を必要とする方の発育・発達・成長を一つのファイルに記録し、本人、保護者、医療、保健、福祉、教育の各機関が連携しながら、一貫性・継続性のある支援を実施していくための情報源とするもの。